

令和2(2020)年11月17日

新潟県知事 花角 英世 様

新潟県人権施策推進懇談会

新潟県人権教育・啓発推進基本指針に基づく施策の実施状況等について

新潟県人権教育・啓発推進基本指針に基づく施策の実施状況等について別紙のとおり意見を提出する。

ついては、これを踏まえて、より一層、人権教育及び人権啓発に取り組まれない。

なお、新型コロナウイルス感染症流行下、感染者等に関する誹謗中傷、差別、デマなどが発生しており、人と人、人と社会の分断を起しかねない状況となっている。このような誹謗中傷等は、他の人権侵害と同様に絶対にあってはならないものであり、これに対し、新潟県は各種啓発を実施しているところであるが、引き続き、その撲滅に向け、疾患に対する正しい認識や冷静な行動について周知に努め、人権が侵害される事態が生じないよう適切な取組を求めたい。

別紙

| 分野 | 意見 |
|----------------|--|
| 教育 | <ul style="list-style-type: none"> ・参加体験型アプローチの実践 県教委として「参加体験型アプローチ」や「参加体験型学習プログラム」など具体的な内容を示し、学校現場での積極的な活用と取組がなされるようにしてもらいたい。 ・性的指向、性自認を理由とする偏見や差別について 県教委が主体となり、性的指向、性自認を理由とする偏見や差別の解消に向けた指導プログラムを作成してもらいたい。 ・社会同和教育の実践 社会同和教育を各市町村における一般市民等を対象とした生涯学習（生涯学習講座、リカレント教育、市民大学講座、公民館事業等）に計画的に組み込み、確実に実践してもらいたい。 また、社会同和教育市町村巡回研修の学校開催は、大人の学び直しにも繋がる貴重な場であり、継続・発展を期待するが、（会場校となる）学校の負担軽減を考慮してもらいたい。 ・コロナウイルス感染症に関する教育 コロナウイルス感染症流行下において、感染者への差別的な発言や、自粛警察などが報道されている。児童生徒が、正しい知識を身に付け冷静に行動できるよう、今後も繰り返し、人権教育を行ってもらいたい。 |
| インターネットによる人権侵害 | <ul style="list-style-type: none"> ・コロナウイルス感染症流行下での人権侵害 新型コロナウイルス感染症拡大に伴うネット上での誹謗中傷、差別、デマなどの事件が頻発し、こどものいじめと新型コロナウイルス感染症との関係がクローズアップされており、本県においても対策を行ってもらいたい。 ・相談窓口の一本化 人権侵害の相談窓口は法務局、警察、教育委員会、児童相談所等複数の行政組織により開設されており、組織間の連携がなされていないと相談者のたらいまわしや対応の遅れなどが生ずる不安がある。一方で組織横断的な連携には個人情報保護の観点からリスクがあるので、通報窓口の一本化とプライバシー保護を前提とした組織の連携について検討してもらいたい。 |
| 女性 | <ul style="list-style-type: none"> ・意識啓発の推進 県は情報誌やインターネットによる意識啓発を始め、幅広い分野での施策の推進に努めているが、依然として男性を上位とする旧来の考え方がなくなっていない状況である。これからも男女共同参画は、他の人権課題と同様に解決していくべき課題なのだという認識されるよう意識啓発を進めてもらいたい。 |

| 分野 | 意見 |
|--------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・企業の取組への支援 女性の就業環境の整備などの企業による取組への支援をより一層推進してもらいたい。 |
| 子ども・若者 | <ul style="list-style-type: none"> ・「新しい生活様式」における課題 「新しい生活様式」は、家庭内のトラブルや児童虐待の原因になっているといわれるが、家族、子どもへの影響について課題を明確化し取組を行ってもらいたい。 ・児童虐待防止への取組 児童虐待は家族の問題として捉えることも必要である。各課が連携を図りながら取組を進めてもらいたい。また、教職免許取得のために介護等体験実習があるが、児童福祉施設での研修など子どもの領域をもっと広げてもらいたい。 ・教育関係者に対する実践的な研修の実施 教育分野において実践的な管理職（校長や保育所幼稚園こども園の長）の研修会を実施してもらいたい。 |
| 高齢者 | <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症流行下における人権施策 新型コロナウイルスへ感染症の過度の反応は、人と人、人と社会の分断を起しかねない。高齢者施設において、県外から来た方との面会制限がされたり、サービスの利用が制限されたりする事例が発生しており、人権へ配慮するよう呼びかけを行ってもらいたい。 ・市町村による計画策定への支援等 市町村において高齢者福祉保健計画・介護保険事業計画の策定に取り組んでいるが、高齢者の権利擁護の取組が盛り込まれるよう、市町村への働きかけや支援を行ってもらいたい。 |
| 障害者 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害に関する啓発の充実 障害の特性を知ってもらう活動をさらに充実させてもらいたい。そのための方法として、学校での福祉授業、公民館等におけるセミナー、マスコミを通じた啓発、相談専門員の研修等に取り組んでもらいたい。特に、心が柔らかい幼少期に、障害者は同じ人間であり少しの援助があれば何でもできるのだと理解してもらう機会を増やし、差別が無くなるように取り組んでもらいたい。 |

| 分野 | 意見 |
|------|---|
| 同和問題 | <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットにおける部落差別への対応 法務省が実施した「部落差別解消推進法6条の調査に係る調査結果報告書」は、部落差別を依然として重要な人権課題としている。本県においても、深刻な部落差別が発生しており、更なる部落差別による人権侵害を許さない総合的な取組が求められている。本県において部落差別に関する最大の課題は、インターネット上で県内の同和地区が晒され続けていることであり、未だに削除がされていない。これによる差別意識の拡大は深刻な状況であり、一刻も早く削除に向けて取り組んでもらいたい。 ・教育現場における課題への取組 教育現場において、相次いで差別事件が発生している。部落問題学習の全校実施と「かかわる同和教育」を進め、部落差別を許さない体制を整備してもらいたい。 ・市町村に対する支援、連携等 人権に関する各種意識調査の結果からして、行政による人権啓発や教育の取組の遅れは明らかであり、自治体間の取組の格差も大きい状況である。県がリーダーシップを発揮して市町村に対して支援・指導を行うとともに、連携を図ってもらいたい。 |
| 外国人 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導について 日本語が母語でない児童生徒への日本語指導について早急に予算をつけて制度化してもらいたい。 ・ヘイトスピーチへの対応 ヘイトスピーチについて条例を制定するなど、行政として差別やヘイトは許さないという強い態度を示してもらいたい。 ・特定技能外国人の権利擁護 2019年に新設された特定技能1号ビザをもつ外国人について、技能実習生と同様に、人権及び労働者としての権利が守られるよう必要な対応を行ってもらいたい。 ・新型コロナウイルス感染症流行下での情報提供及び権利擁護 新型コロナウイルス感染症流行下のような非常事態では特に、日本語が不自由な外国籍住民への多言語による情報提供が非常に重要であり、多言語化するだけでなく、広報やウェブサイトにも、ルビ付け、読み上げとともに、やさしい日本語のページも作成してもらいたい。 新型コロナウイルス感染症流行下で経済的に不安定な生活を余儀なくされる留学生や外国人パート労働者の保護も積極的に進めてもらいたい。 |

| 分野 | 意見 |
|---------------------|---|
| 感染症患者等 | <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な人権啓発、教育及び研修の実施 今まで以上に、メディアを通しての広報活動や、映像等を使った啓発活動に力を入れてもらいたい。県民に興味を持ってもらえるような工夫をして、より効果的な働きかけを行ってもらいたい。また、より効果的な福祉教育や研修の実施に向けて、企画の段階から当事者の方に参加してもらおうなど、当事者の協力を得ながら取り組んでもらいたい。なお、感染症患者等の人権課題に関わる当事者に研修講師等を依頼する際に、無償の場合があるが、そのような取扱いがないようにしてもらいたい。 ・学生等を対象としたハンセン病療養施設への訪問事業 現在実施している学生等によるハンセン病療養施設への訪問や当事者との交流はできる限り継続してもらいたい。 <p>※「外国人」から移動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に係る啓発の実施 県民への啓発を実施し、いわれのない「コロナいじめ」を防ぎ、人権を守る取組を行ってもらいたい。 |
| 新潟水俣病被害者 | <ul style="list-style-type: none"> ・課題の状況 いわれのない偏見や差別を恐れ、被害の声をあげることができない人や、病気を隠し続けたまま亡くなった人もいることから、潜在患者が名乗り出ることの環境整備や新潟水俣病の教訓を風化させずに、後世に伝えていく必要がある。 ・今後の取組 新潟水俣病についての正しい理解を深める教育・啓発、地域社会の再生融和、新潟水俣病患者への保健・福祉対策などを行うことにより、被害者や家族の人権に対する理解を深め、偏見や差別を生まないための取組を行ってもらいたい。 |
| 性的指向・性自認を理由とする偏見や差別 | <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な人権啓発、教育及び研修の実施 県民を対象とする啓発事業に際しては、誰もが性的指向・性自認において何らかの特性を有しており、どのような特性であっても人権が保障されること、特性を理由にして差別や人権侵害がなされてはならないことを理解し実践できるような内容にってもらいたい。 学校教育においては、教職員の日々の教育実践や児童生徒や同僚に対する言動が「性的指向・性自認」の多様なあり方を意識したものになるよう、教職員に対する研修を一層充実させてもらいたい。 また、企業に対する啓発活動や研修の提供の意義は大きいと考えられるので、積極的に施策を実施してもらいたい。 研修の実施に当たっては、日々の実践を振り返るようなアクティブ・ラーニング的研修を実施してもらいたい。 |

| 分野 | 意見 |
|-----|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・行政文書における記載等について 行政文書における「性同一性障害者」という記載は、性同一性障害を「障害」として強調してしまう。世界的動向においては「性同一性障害」は「性別違和」として理解され、その「違和」は、本人に帰するものではなく、社会からもたらされているものであるとされている。そのような意識を持って、記載を工夫してもらいたい。 性的指向・性自認の様々な在り方を踏まえて各種調査の回答様式を見直し、性別欄を削除するケースがあるが、女性と男性の状況における差異及び不平等を明らかにするジェンダー統計は不可欠なものであるから、性別欄の削除により各種調査の質が低下しないよう十分に配慮してもらいたい。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報リテラシーの向上 市民の情報リテラシーを高めるために、行政や教育は、わかりやすい情報伝達を心がけてもらいたい。社会が個人を尊重することにつながり、人権課題の解決にもつながる。 ・寄付文化の定着 寄付はその人の思いや気持ちを形にしたもので、社会全体として他者へ配慮するきっかけ作りになる。県の施策のどこかに入れられて、文化として定着するよう検討してもらいたい。 ・懇談会の運営について 本懇談会への他部局の参加、開催回数について検討してもらいたい。 人権課題は国際的に取り組まれているものであり、本懇談会の会議資料においては、元号だけでなく西暦も併記するよう検討してもらいたい。 |